

提案する諸条例等の制定要旨

議案第65号 南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）及び同法附則による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の改正により、用語の改正その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第66号 南あわじ市立学施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、倭文中学校を三原中学校へ統合することにより、使用料を定めた別表の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第67号 南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について

この条例制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が令和3年3月31日に公布され、本市の西淡地区及び南淡地区が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域内において過疎地域持続的発展計画で産業振興促進事項として定めた業種に係る設備の取得等をした事業者に対して、固定資産税の課税免除による税制面での支援措置を行うことにより、もって過疎地域内の産業の振興に資するため、固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、令和3年4月1日から適用すると定めています。

議案第68号 兵庫県市町交通災害共済組規約の一部変更について

この規約の一部改正は、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴い、解散後の事務及び決算審査は佐用町が行うことを定めるものです。

なお、附則でこの規約の施行日を兵庫県知事の許可のあった日から定めています。